

—原発事故から京都府民を守る保障はなく、避難計画には実効性がありません—

京都府知事の大飯原発3・4号機再稼働反対表明と高浜原発運転継続反対表明を求める 質問・要望書

京都府知事 山田 啓二 様

2017年11月1日
避難計画を案ずる関西連絡会
京都の原発防災を考える会

日頃より府民の安全な暮らしを守るためご尽力いただき、ありがとうございます。

貴職もご存知のように、関西電力は、大飯原発3・4号機の再稼働に向けて準備を進め、1月中旬には3号の原子炉起動、3月中旬には4号の原子炉を起動しようとしています。

稼働してしまうと、京都府の近くに4機もの原発（高浜原発3・4号機、大飯原発3・4号機）が動くこととなります。大飯原発は高浜原発と震源が共通であるため、関電は同時震災に備えた社内訓練を行っていますが、同時に事故を起こした場合、府民を守る方法はなく、京都府民、関西住民にも甚大な被害が及ぶことは福島原発事故で証明済みです。一企業でしかない関電の利益追求のために府民を危険にさらすことは、府民として断じて許すことはできません。

事故後についても考えなければなりません。福島事故による人的被害は増大する一方です。福島県の県民健康調査で見つかっただけでも、194名もの子どもたちが甲状腺がんまたは悪性の疑いがあると診断され、その内手術を終えた154名が甲状腺がんと確定しています。大人を含めれば1,000名以上の人々が甲状腺がんの手術を受けています。避難者も福島県だけでいまだに約6万人におよび、帰還の強要にもかかわらず、高い線量の故郷に帰る住民は高齢者の一部に限られています。事故原因も不明で、廃炉の技術も確立されないまま、さらなる再稼働を許してはなりません。

熊本地震等を考慮すれば、屋内退避は死亡、被ばくをまねく極めて不適切な計画であり、市民はくりかえし「速やかな避難」を柱とする避難計画に改めるよう、国に求めてきました。今回、「大飯地域の緊急時対応」においては、地震で屋内退避が困難な場合は府県内外に速やかに避難とされました。しかし、家屋が損壊しても道路等は地震の被害がないことが前提にされているなど、「速やかな避難」は何ら担保されていません。

福島事故のような悲劇が繰り返され、京都府民が取り返しのつかない被害を受けないようにするためには、貴職の迅速かつ断固とした行動が必要です。

以下に述べますように、安全の保証はなく、実効性ある避難も不可能であることから下記のとおり要望、質問いたしますのでお答えください。

要望事項

1. UPZ 圏内に安定ヨウ素剤を事前配布して下さい。また圏外住民のために備蓄を行って下さい。
2. 「大飯地域の緊急時対応」（大飯原発事故時の広域避難計画）では、福井県おおい町や小浜市などの避難路が京都府民の避難路と重なっています。過酷事故時の、京都府民の避難に要する時間を改めて示して下さい。
3. 少なくとも、府道 1 号線のバイパス・拡張工事が完了するまで再稼働は認められないと表明してください。
4. 福井県がスクリーニング場所に使おうとしている長谷運動公園（南丹市美山町）、綾部 PA は大渋滞と汚染を招きます。運営は福井県であっても、府民の避難と環境保全に責任を負う京都府として、二つのスクリーニング場所は不適なので、福井県と協議し、再考を促してください。
5. スクリーニングで判明する被ばく線量のデータは、健康管理と将来の補償請求に不可欠です。スクリーニングと除染の際、滋賀県のように全住民にスクリーニングを実施し、被ばく線量データを個人に交付する避難計画にしてください。
6. 大飯原発の再稼働に伴い、稼働中の高浜原発との同時発災に対応するため、避難計画を策定すること、地域協議会を高浜は 7 市町、大飯は 5 市町とせず、それらを束ねて 8 市町協議会として広域で協議してください。
7. 住民説明会は形ばかりで住民に向き合おうとしていません。あらためて、誰でも参加出来る、住民に開かれた、質疑の時間を充分設けた説明会を開催してください。
8. 原発の安全性は確保されていません。大飯原発 3・4 号機再稼働と高浜原発運転継続に反対を表明してください。

質問事項

【I. 避難計画について】

1. 積雪、土砂災害などによって避難困難、もしくは孤立する集落、個人が生じる可能性が高く、速やかな服用のためには安定ヨウ素剤の事前配布が不可欠ではありませんか。
2. 福井県の避難計画では、県外避難の場合、たとえば、おおい町 2,500 人程度、小浜市 3 万人が南丹市長谷運動公園をスクリーニング場所として、国道 162 号線⇒（市道）⇒府道 12 号線⇒国道 27 号線を避難路に使用します。これは南丹市民の避難路と重なっており、福井からの車だけで最大で約 1 万台の車両が通過することになります。京都府のかつての試算を見直すべきではありませんか。
3. おおい町は、「段階的避難なので、福井県民が先に避難する」と公言しています。京都府民は、福井県の住民が避難するまで屋内退避することになります。これを認めるのですか。
4. 綾部市中上林の 4 キロ強の区間で計画されている府道 1 号線のバイパス工事は測量が済んだばかりで、買収や工事はこれからです。すでに工事が進んでいる福井側の県道 1 号線でさえ竣工は平成 30 年度とされています。少なくとも県道・府道 1 号線の工事が終わるまで再稼働は認められないのではないですか。工事が済むまで事故は起きないのですか。

5. 長谷運動公園、綾部 PA 共に、大渋滞の原因となります。かねてから繰り返し指摘してきたとおり、長谷運動公園は出入り口が狭く、行き違い困難であることや、バスは侵入路を逆走しなければならないというえ、長谷集落の集合場所とも重なっていること。綾部 PA はスクリーニング場所となる公園への出入り口は交互通行になるほど狭いことから、渋滞の後尾が高速道本線に延々と伸びることは避けられないこと。舞若道も震度 5 弱で通行止めになること。加えて、除染に必要な給排水設備や汚染水対策が講じられないことも、福井県の所管であることを理由に不問にしてはなりません。スクリーニング場所として不適なので、福井県にこれらの問題を伝え、協議するべきではありませんか。
6. 高浜原発と大飯原発の同時発災について
8 月 3 日の申し入れに際して京都府は、「同時発災の場合の影響評価とそれに伴う避難計画が必要」だと表明されましたが、現実には、大飯原発単発事故時の避難計画さえ未完成で、同時発災に対する防災、避難計画はありません。
 - a). 同時発災の場合、福井県からの避難者は増大し、府民の被ばく線量も変わるはずで。京都府の認識をお伺いします。
 - b). 現在の高浜 7 市町、大飯 5 市町で構成される 2 つの地域協議会を統合し、8 市町を包括した地域協議会に改組すべきではないですか。
また、少なくとも同時発災時の避難計画完成までは再稼働しないよう、意思表示すべきではありませんか。
7. 除染の基準が高すぎるうえ、「車を測って基準以下なら人も基準以下、基準以上でも一人測って基準以下なら全員基準以下とみなす」というとんでもない検査によって一人ひとりの被ばくが見逃される可能性が高いのです。さらに、被ばく線量のデータが交付されないことによって、健康管理や将来の補償請求に必要なデータがないこととなります。これは住民の健康と将来における財産権の侵害であり、自治体の最大の責務を放棄することではないでしょうか。滋賀県のように、スクリーニングでは全住民の検査を実施すべきではないですか。さらに、各人に被ばくデータを交付すべきではないですか。
8. 住民説明会は、相変わらず参加者を区長などの役職者に限定し、避難の当事者である住民を閉めだして行われています。例えば、南丹市美山文化ホールは 300 人収容可能であるにも関わらず、議員を含めて 85 人に限定され、がら空きでありながら傍聴すら認めません。これでは住民への説明は済んだとは言えないではありませんか。
また、避難対象地域は広大であり、高齢者も多く交通も不便なため、住民が参加しやすいように複数会場で開催すべきではありませんか。

【Ⅱ. 安全性の問題について】

関西電力・国の事故時の放射能放出量と被ばくの著しい過小評価について

関西電力は、大飯原発 3・4 号の事故時の放射能放出量と被ばく量を評価していますが、著しい過小評価になっています。京都府の「第 2 回大飯発電所に係る地域協議会」（8 月 31 日）で関電が説明した資料^(※1)では、セシウム 137 の放出量は、福島原発事故の 1,000 分の 1 以下の 5.2 テラ Bq（福島原発事故では推定 16000 テラ Bq）であると説明し、「一時移転は不要」「屋内退避で十分」としています。

しかしこの評価は、①敷地に地割れ等はなく、②事故後約 60 分で電源車やポンプ等が全て正常に作動し、③原子炉容器の底が割れるメルトスルー開始時（108 分）には放出はほぼ終了、④格納容器の損傷は全くなし（これは格納容器が破損した場合の対策を求めている設置許可基準規則 55 条に反しています）というシナリオを前提にしています。福島原発事故の実態からすれば、そして

以上の前提がどれも保証されていない中、都合の良い全く甘い想定だと言わざるを得ません。しかし、国はこの甘い想定を認めています。

※1：8月31日京都府の「第2回大飯発電所に係る地域協議会」資料2 19頁

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/290831siryou2.pdf>

- 1 原発事故時の放射能放出量と被ばく量が過小評価されると府民を事故から守る対策は立てられません。福島原発事故並みの評価を実施するように関電・国に求めるべきではないですか。

火山灰対策について

原子力規制委員会は、これまでの火山灰濃度を約100倍以上(2~4g/m³)に厳しくした新しい基準を11月にも施行します。10月20日にパプコメが終了し、現在新基準の策定作業中です。

再稼働を急ぐ関電は新基準ができるのを待たず、非常用ディーゼル発電機用の新型フィルタを9月に設置し、火山灰対策は十分だとしています。しかし関電の対策は、実物の約400分の1のフィルタで簡易試験を実施し、フィルタの火山灰吸着能力を勝手に今までの審査で用いていたフィルタ能力とは異なる20倍に引き上げています。さらに、関電が想定している火山灰濃度は約1.5g/m³で、規制庁の想定約半分です。火山灰濃度が3g/m³の場合は、2分以内にフィルタは目詰まりします。フィルタ取替は間に合わず、非常用ディーゼル発電機は機能喪失に陥り、全電源喪失の危険があります。

- 1 関電の勝手な対策だけでは、再稼働は認められないのではないですか。
- 2 新基準が策定された後に、これまで審査で用いていたフィルタ能力で国が審査し、安全を確認すべきではないですか。

【Ⅲ. 高浜原発敷地内の地震によるクレーン倒壊問題について】

- 1 京都府は、地震によるクレーン倒壊の問題について、UPZ内の7市町から連絡を受けて関電に問い合わせ、「地震によるクレーン倒壊の場合、対象設備にどのような影響があるかを評価するよう国に言われた」という回答を得たと説明しています。(2017年8月3日。)そして、関電から回答を得たので国にはあらためて問い合わせしていないと述べています。しかし、その後、私達市民が問い合わせた結果、関電からの府への回答は地震による倒壊についてではなかったことが判明し、その事実を京都府にお伝えしました。(2017年10月5日)京都府は地震による倒壊については関電から回答を得ていないことを7市町に報告されましたか。

2017年11月1日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

京都の原発防災を考える会



この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel:075-701-7223